

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年1月18日（平成28年（行個）諮問第11号）

答申日：平成28年6月30日（平成28年度（行個）答申第54号）

事件名：本人が札幌法務局に特定日に懲戒処分申出書を提出した事案についての処理状況等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 特定A日付け札幌法務局宛て懲戒処分申出書

文書2 特定B日付け札幌法務局から特定司法書士会への調査委託状

文書3 特定C日札幌法務局の懲戒しない旨の決定の起案文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）

12条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月24日付け札幌第310号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その決定を取り消し、内容の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定A司法書士と同じ説明をした司法書士に対し懲戒処分申出をする判断材料にするため。理由が開示されれば、今後、同じ説明をした司法書士に対し懲戒処分申出をする必要が無く札幌法務局、特定司法書士会の事務が軽減される。

イ 特定文書番号特定司法書士会会長特定氏名から特定司法書士会長の印影のある文書が審査請求人宛送付されているため。

ウ 特定日に特定司法書士会綱紀調査委員会が審査請求人に対し聞き取り調査をし、同意の上、その内容を録音していること、またイの文書で特定A司法書士に対して、注意又は、勧告の手続きをしない旨通知があったので、意見を開示しても支障がないため。

（2）意見書

ア 審査請求書の（1）ア及びウについて

特定B司法書士に対する懲戒処分申出書の提出を予定している。

ついでには、「本件特定遺言公正証書で貸金庫を開扉できる。」と言う、特定A司法書士の説明が正しいことが記載されている、「懲戒処分の判断のための理由等」を開示せよ。また、特定司法書士会の特定B司法書士の説明が正しく、特定元公証人の一般論、特定局長の一般論が誤りであるという調査結果を開示せよ。

開示すれば、特定B司法書士の説明が正しいことが分かり、懲戒処分申出書を提出する必要もなく、札幌法務局、特定司法書士会、法務局、情報公開・個人情報保護審査会の業務も軽減されることとなる。

開示されなければ、今後、司法書士の懲戒処分申出書提出、懲戒処分しない旨の回答、開示請求、一部開示、審査請求の手続きが、「貸金庫を開扉できると主張する司法書士」に対し永遠に続くことになる。なお、特定A司法書士に対する懲戒処分申出書には、第5証拠方法の3に北海道管区行政評価局の意見が記載されていたが、北海道管区行政評価局はこの意見を否定したので削除し、特定氏名・前札幌法務局長の一般論を記載したものである。

イ 審査請求書の理由の(1)イについて

札幌法務局が開示した司法書士会の文書が本物かどうかを、審査請求人が所有している印影と照合し確認する必要があるため、開示せよ。

ウ 参考

(ア) 民事法情報研究会だより特定号(特定C公証人・元特定法務局長)

(前略)私は、遺言執行者の指定の次に、「相続人の同意を要することなく」預金等の解約や貸金庫の開扉をすることができるの言わずもがなの文章を付記しています。(中略)遺言執行者が、自分の身分証明書と遺言公正証書を提示して手続きを採れば良く、銀行が要求する文書の提出は不要です。(後略)

(イ) 特定中公証役場特定D公証人の意見

特定C公証人の意見は法律上正しい。しかし、実務では金融機関は独自の事務手続きを制定しており、戸籍謄本、相続人全員の同意を求めることがあります。行方不明の人、同意しない人がいて、金融機関が開扉を拒否すれば、金融機関の判断ではなく裁判所が判断します。過去の判例から開扉できるでしょう。

(ウ) 特定D公証人の意見に対する札幌法務局特定局長の回答

公正証書遺言と貸金庫の開扉に関する内容について、当局としては回答する立場にありませんので、ご承知願います。(特定局長は退職後、公証人となり回答する立場になった。)

(資料添付省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求に係る開示決定の原処分について

札幌法務局長は、諮問書の別紙の「1 不服申立てに係る保有個人情報の名称等」欄に記載する保有個人情報について、法18条1項の規定に基づき、平成27年11月24日付け札幌第310号通知をもって、一部開示する旨の決定(原処分)を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人の主張は、平成27年12月4日付けの審査請求書のとおりであり、原処分において不開示とされている部分の開示を求めるものである。

3 原処分についての検討

上記1のとおり、原処分では一部開示決定を行っているところ、不開示とした部分についてはその理由を明示している。

これに対し、審査請求人は審査請求書の「審査請求の理由」において、上記第2の2(1)アないしウの理由を記載しているが、なぜア及びウの理由により、原処分で不開示とした部分を開示しなければならないのか判然としない。

また、イの理由についても、仮にこれが真実であるとしても、当該文書に押印されている会長の印影と原処分で不開示とした会長の印影が同一であるという確証がない上、審査請求人の保有する当該文書は原処分庁において保有していないことから、確認することもできない。

したがって、イの理由をもって、原処分で不開示とした部分を開示すべきということにはならない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る保有個人情報開示請求について一部開示する旨の決定を行った原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月5日 審議
- ⑤ 同年6月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「私が札幌法務局に特定日に懲戒処分申出書を提出した事案について、処理状況及び懲戒処分しない旨の決定の内容、年月日が分かる資料。」に係る保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報として文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定し、別記に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を要求しているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 起案文書のかがみの別紙の6行目ないし18行目（別記の1）

当該起案文書は本件司法書士の懲戒処分事案の処理に係る担当官作成の決裁文書であり、当該不開示部分には、懲戒処分の判断のための理由等が記載されていると認められ、これを公にすると、担当官が懲戒処分についての意見を形成するに当たり、判断のための理由等が明らかとなり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ対象者が所要の準備をするなどして、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、その結果、今後の司法書士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(2) 特定司法書士会長からの調査委託に対する回答文書の特定司法書士会長の印影（別記の2）

当該不開示部分には、特定司法書士会長の印影が記載されていると認められる。

不開示とされている特定司法書士会の会長の印影は、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しているものであり、これを公にすれば、偽造、悪用されるなどして、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、特定司法書士会長の印影のある文書が審査請求人宛て送付されているため当該不開示部分を開示すべきと主張するが、当該印影が諮問庁とは別の主体である特定司法書士会長のものであり、かつ、審査請求人が保有する当該文書及びそれに押された印影が真正なものであることが証明されていない以上、当該不開示部分に押されている印影と審査請求人が保有する文書の印影が同一であるという確証がない旨の諮問庁の説明は首肯せざるを得ず、当該部分について、審査請求

人が知り得る情報であるとはいえないことから、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 特定司法書士会が札幌法務局に提出した調査結果の報告における特定司法書士会の意見及び添付書類の内容（別記の3）

当該不開示部分は、特定司法書士会が札幌法務局に提出した調査結果の報告の「当会の意見」欄の記載部分、「添付書類」の名称の記載部分及び「添付書類」の全ての記載部分であり、懲戒処分に係る調査結果の詳細内容及びこれを踏まえた特定司法書士会の意見が具体的に記載されていると認められる。

当該不開示部分には懲戒処分に係る調査結果の詳細内容及びこれを踏まえた特定司法書士会の意見が具体的に記載されており、当該不開示部分を公にすると、今後、司法書士会から詳細な報告がされなくなり、司法書士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、特定司法書士会綱紀調査委員会が審査請求人に聞き取り調査をし、同意の上、その内容を録音していると主張するところ、これは当該不開示部分には審査請求人が知り得る情報が含まれているとの主張であると解されるが、審査請求人は、特定司法書士会が札幌法務局長にどのような報告を行ったかについては知り得ないため、当該不開示部分は審査請求人が知り得る情報とまではいえないことから、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別記（処分庁が不開示とした部分及びその理由）

文書 3

- 1 起案文書のかがみの別紙の 6 行目ないし 1 8 行目（法 1 4 条 7 号柱書き該当）
- 2 特定司法書士会長からの調査委託に対する回答文書の特定司法書士会長の印影（法 1 4 条 3 号イ該当）
- 3 特定司法書士会が札幌法務局に提出した調査結果の報告の「当会の意見」欄の記載部分, 「添付書類」の名称の記載部分及び「添付書類」の全ての記載部分（法 1 4 条 7 号柱書き該当）